

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
新旧対照条文 目次

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）（第二条関係）	4
○ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）（第三条関係）	6
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第四条関係）	8

改正案		現行	
附則			
（自治行政局の所掌事務の特例）			
<p>第三条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
期 限	事 務	期 限	事 務
(削除)	(削除)	平成三十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成三十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企	平成三十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企

	平成三十四年三月三十一日		平成三十六年三月三十一日	平成三十七年三月三十一日	<p>画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（</p>
--	--------------	--	--------------	--------------	--

	平成三十四年三月三十一日	平成三十五年三月三十一日	(新設)	平成三十七年三月三十一日	<p>画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（</p>
--	--------------	--------------	------	--------------	--

昭和六十年法律第六十三号) 第二条第
一項に規定する半島振興対策実施地域
をいう。) の振興に関する総合的な政
策の企画及び立案並びに推進に関する
こと。

昭和六十年法律第六十三号) 第二条第
一項に規定する半島振興対策実施地域
をいう。) の振興に関する総合的な政
策の企画及び立案並びに推進に関する
こと。

改正案	現行
<p>附則 （大臣官房の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、財務省の所管に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督の総括に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 大臣官房は、<u>第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成三十六年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>3 大臣官房は、<u>第三条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、法附則第四項に規定する政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>4 大臣官房は、<u>第三条各号に掲げる事務及び前三項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>5 大臣官房は、<u>第三条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>6 大臣官房は、<u>第三条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>（大臣官房政策金融課の所掌事務の特例）</p>	<p>附則 （大臣官房の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、財務省の所管に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督の総括に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 大臣官房は、<u>第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>3 大臣官房は、<u>第三条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、法附則第四項に規定する政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>4 大臣官房は、<u>第三条各号に掲げる事務及び前三項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>5 大臣官房は、<u>第三条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>6 大臣官房は、<u>第三条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>（大臣官房政策金融課の所掌事務の特例）</p>

第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、平成三十六年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。

第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。

○ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>附則 （農村振興局の所掌事務の特例） 第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>附則 （農村振興局の所掌事務の特例） 第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>期 限</p> <p>（削除） 平成三十三年三月三十一日</p>	<p>期 限</p> <p>平成三十一年三月三十一日</p>
<p>（削除） （削除）</p> <p>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項の特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振</p>	<p>（削除） （削除）</p> <p>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項の特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振</p>	<p>平成三十四年三月三十一日</p>	<p>平成三十四年三月三十一日</p>

<p>平成三十五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二條第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>	<p>平成三十六年三月三十一日</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>	<p>興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
<p>平成三十五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二條第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>	<p>（新設）</p>	<p>平成三十七年三月三十一日</p>	<p>興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
<p>平成三十七年三月三十一日</p>	<p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二條第一項の半島振興対策実施地域をいう。）の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>	<p>（新設）</p>	<p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二條第一項の半島振興対策実施地域をいう。）の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>	<p>（新設）</p>

改正案		現行	
<p>附則 （国土政策局の所掌事務の特例） 第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則 （国土政策局の所掌事務の特例） 第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期 限	事 務	期 限	事 務
（削除）	（削除）	平成三十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
（削除）	（削除）		

	<p>平成三十三年三月三十一日</p>	<p>平成三十四年三月三十一日</p>	<p>平成三十五年三月三十一日</p>
<p>(削除)</p>	<p>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以</p>

	<p>平成三十三年三月三十一日</p>	<p>平成三十四年三月三十一日</p>	<p>平成三十五年三月三十一日</p>
<p>小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。）の総合的な振興及び開発に関すること。</p>	<p>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以</p>

	平成三十六年三月三十一日				
<p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振</p>	<p>及び開発に関すること。</p>	<p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p>	<p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>

	(新設)				
<p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>

平成三十七年三月三十一日	興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	

（国土政策局離島振興課等の設置期間の特例）
 第六条 国土政策局離島振興課は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2 国土政策局特別地域振興官は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（国土政策局特別地域振興官の職務の特例）
 第十条 国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号に掲げる事務のほか、平成三十六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

三 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

四 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。

平成三十七年三月三十一日	興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	

（国土政策局離島振興課等の設置期間の特例）
 第六条 国土政策局離島振興課は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2 国土政策局特別地域振興官は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（国土政策局特別地域振興官の職務の特例）
 第十条 国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

三 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

四 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。